

去る6月定例会において報告がありましたとおり、当委員会の委員長に不肖私が、副委員長に幡野 茂委員がそれぞれ互選されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、去る8月18日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「狭あい道路拡幅整備事業について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本市には、幅員4メートル未満の道路、いわゆる狭あい道路が数多く存在しており、緊急用車両や歩行者等の通行に支障をきたしているとのこと。

狭あい道路の解消方法については、狭あい道路に接して建物を建築する場合、建築基準法の規定により、道路中心線から2メートル後退する必要がある、建築が進むことで4メートルの道路空間が確保されるとのこと。また、道路後退により生じた後退用地については、市に建築確認申請がされる際に寄付等をしていただくよう行政指導を行なっているとのこと。

しかし、現在の建築確認申請は、99パーセント以上が民間確認検査機関に申請されており、申請前に後退用地に関する協議を行う場がなくなっているとのこと。また、後退用地について、土地所有者等は通行に支障がないよう適切に維持管理等を行わなければならないが、自動販売機を設置するなどの事例が散見されるとのこと。さらに、建築敷地に接する道路のうち、一方が建築基準法に規定される道路で、他方が同法に規定されない狭あい道路の場合、狭あい道路に対して道路後退義務が発生しないとのことから、拡幅整備が進まない状況であるとのこと。

これらの課題に対し、建築確認申請前の事前協議の義務化、市に寄付された後退用地の拡幅整備、後退用地の適切な維持管理の3点について、令和6年7月の施行に向けて条例化を検討しているとのこと。また、後退義務のない敷地の所有者が後退に協力した場合の助成金に加え、私道の舗装整備を行う所有者が後退により4メートルの幅員を確保できた場合の補助金を支給することにより、狭あい道路解消を促進していくとのことでありました。

以上のような説明に対して、助成金の支給にかかわり、私道を対象外としている理由について問われ、これに対して、私道は利用者が限られており、公道を優先的に整備していくためとのことでありました。

このほか、各費用に対する助成金の上限額について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の2「新井宿駅前広場の整備について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

まず、都市計画概要として、新井宿駅前広場は埼玉高速鉄道新井宿駅の新設に伴い、平成6年4月8日に都市計画決定されているものの、地下鉄が開業して20年以上が経過しているなかで、駅の利用者数も当初の見込みを大きく下回っていることから、当初の都市計画の約5,000平方メートルから約3,100平方メートルに縮小する変更手続きを進めているとのこと。

新井宿駅前広場の現状としては、都市計画で定めた区域ではなく、近隣地に暫定的に広場を設けて運用しており、駅入口が新井宿駅前通り線を挟んで広場の反対側と当該通り西側約150メートル上がり勾配の先にあるとのこと。

一方、エレベーターは都市計画決定で定めた区域内に設置してあるため、バスやタクシーで駅前を訪れる高齢者や障害者等の利便性・安全性を大きく阻害している状況であることから、当初の都市計画決定区域に駅前広場を整備することにより、同駅の利用環境を改善し周辺施設の利用促進を図るものであるとのこと。

また、新井宿駅前広場の事業用地の一部について、生産緑地法の規定による買い取りの申し出があったことから、令和5年4月に川口市土地開発公社が先行取得を行なったところであり、事業認可後に国の補助金を活用して本市が買い戻す予定であるとのこと。

今後の予定については、現在、令和5年度中の新井宿駅前広場事業認可取得に向けて用地測量及び基本設計を行なっており、令和6年度以降は国の補助制度を活用して用地を取得した後、整備工事を行なっていく予定であるとのこと。概算事業費は約10億円、事業期間は概ね5年を見込んでいるとのことでありました。

以上のような説明に対して、新井宿駅前広場整備後の暫定広場の利用計画について問われ、これに対して、駅前の利便性の高い場所であるため、どのように活用すべきか市民の意見を参考にしながら検討していくとのことでありました。

このほか、新井宿駅前広場の整備計画にかかわるトイレの設置予定について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。